③　他事業の要件等

1）農地耕作条件改善事業（補助事業）

項　目	内　容
事業主体	市町村、土地改良区、農地中間管理機構、広域活動組織、活動組織等※ ※活動組織は、以下の要件を満たすことが必要 ①地域計画の目標地図に位置付けられた担い手である ②機構から農地を借り受けていること
実施要件	【共通】 ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。 ・ハード事業費が200万円以上であること。 ・事業の受益者数が、農業者２者以上であること。 ・農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画を作成すること。 ・定額の場合、施工の全部、または一部を農業者自らが施工すること。 【農地集積促進支援】※主なもの ・地域内農地集積促進計画を作成すること。
対象事業 （定額）	○更新する必要がある用水路等の整備 ・用水路の場合 土水路からW300H300以上のCo用水路への更新 15万円/10m　【18万円/10m】 （ 10.5万円/10m【12.5万円/10m】） ・排水路の場合 土水路からW500H500以上のCo排水路への更新 28万円/10m　【33.5万円/10m】 （20.5万円/10m【24.5万円/10m】） ・農作業道の場合 未舗装道から幅４m以上の舗装道への更新 12.5万円/10m【15.0万円/10m】 （ 8.5万円/10m【 10万円/10m】） ※【　】は担い手に集約した農地の場合の助成額 （　）は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合
対象事業 （定率）	・農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 ・農作業道・進入路等の新設、変更 【補助率】　（市町村営）平　地　国50　県14　市町村21　農業者15 中山間　国55　県14　市町村21　農業者10 （土地改良区等営）平　地　国50　県14　市町村13　農業者23 中山間　国55　県14　市町村13　農業者18

２）大区画化等加速化支援事業（補助事業）※令和８年度より創設

項　目	内　容
事業主体	市町村、土地改良区、農地中間管理機構、広域活動組織、活動組織、農業者等
実施要件	・ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。 ・農用地の区画拡大を実施すること。
対象事業 （定額）	○更新する必要がある用水路等の整備 ・用水路の場合 土水路からW300H300以上のCo用水路への更新 通常　15万円/10m（10.5万円/10m） 集約化する場合　18万円/10m（12.5万円/10m） 大区画化する場合　19.5万円/10m（13.5万円/10m） ・排水路の場合 土水路からW500H500以上のCo排水路への更新 通常　28万円/10m（20.5万円/10m） 集約化する場合　33.5万円/10m（24.5万円/10m） 大区画化する場合　36.5万円/10m（27万円/10m） ・農作業道の場合 未舗装道から幅４m以上の舗装道への更新 通常　12.5万円/10m（8.5万円/10m） 集約化する場合　15万円/10m（10万円/10m） 大区画化する場合　16.5万円/10m（11万円/10m） ○畦畔除去、均平作業等による区画拡大を支援 ・区画拡大 水路変更なし、高低差10cm以下、表土扱いなし 通常　7.0万円/10a（6.0万円/10a） 集約化する場合　8.0万円/10a（7.0万円/10a） 大区画化する場合　9.0万円/10a（7.5万円/10a） 水路変更なし、高低差10cm以上、表土扱いあり 通常　27.5万円/10a（20.0万円/10a） 集約化する場合　33.0万円/10a（24.0万円/10a） 大区画化する場合　36.0万円/10a（26.0万円/10a） （　）は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合

３）農業水路等長寿命化・防災減災事業（補助事業）

項　目	内　容
事業主体	市町村、土地改良区、広域活動組織等
実施要件	・農振農用地の区域であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・事業の受益者数が、農業者２者以上であること。 ・工事工期が原則３か年以内であること。 ・原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること。
対象事業 （定率）	○水利施設整備 ・農業用用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更 【補助率】　（市町村営）平　地　国50　県14　市町村21　農業者15 中山間　国55　県14　市町村21　農業者10 （土地改良区等営）平　地　国50　県14　市町村13　農業者23 中山間　国55　県14　市町村13　農業者18

４）水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）（補助事業）

項　目	内　容
事業主体	市町村、当該施設の管理者
実施要件	・施設機能の向上を主な目的としないこと。 ・事業の対象となる団体営造成施設は、県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。但し、水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)の実施方針において知事が選定した施設は対象外とする。 ・対策工事を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上（農村振興局長が別に定めるところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ヘクタール以上）であること。
対象事業 （定率）	・団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施 【補助率】　（市町村営）平　地　国50　県14　市町村21　農業者15 中山間　国55　県14　市町村21　農業者10 （土地改良区等営）平　地　国50　県14　市町村13　農業者23 中山間　国55　県14　市町村13　農業者18

5）公共施設等適正管理推進事業【地方単独事業】

項　目	内　容
事業主体	市町村
実施要件	・点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（長寿命化計画）において明示された事業であること。
対象事業	・農業水利施設（水路、機場、ため池等）のうち、受益面積が概ね20ha未満の施設の改修事業（ため池は概ね２ha未満） ・受益面積が概ね50ha未満の農道の改修事業
起債充当	充当率90％、交付税措置率：財政力に応じて30～50％

6）緊急自然災害防止対策事業【地方単独事業】

項　目	内　容
事業主体	市町村
実施要件	・災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業のうち、国庫補助の要件を満たさない事業 ・国庫補助の要件を満たす場合でも、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に位置付けられた総事業費200万円以上の農業水利防災事業については、受益面積が概ね100ha未満の農業水利施設も対象とする。
対象事業	・農業水利施設（ため池、機場、水路等、安全対策施設を含む）
起債充当	充当率100％、交付税措置率：70％

注意点：補助事業の地元負担に多面交付金を充当してはいけない。